資料２－１

PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況（令和３年12月末時点）

内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
（１））ＰＰＰ／ＰＦＩの一層の促進に向けた制度面等の見直し／アウトカムに関するデータ等 ・平成27年12月以降、国や人口20万人以上の地方公共団体等に優先的検討規程の策定を要請してきたところであり、人口20万人以上の地方公共団体の84%（令和2年度末）が優先的検討規程を策定。 ・一方で優先的検討規程が各地方公共団体において本格的に運用開始されたのは概ね平成29年度からであり、人口20万人以上の地方公共団体において、規程に基づく検討実績のある地方公共団体は64%（令和２年度末）であった。 ・令和３年６月には、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体についても、令和５年度末までの優先的検討規程の策定を要請したところ。人口10万人以上20万人未満の地方公共団体の優先的検討規程策定団体は14%であり、規程に基づく検討実績のある団体は10%である（令和２年度末）。							
1	３．推進のための施策	（１）ＰＰＰ／ＰＦＩの一層の促進に向けた制度面等の見直し	① コンセッション事業は、公共施設等について「運営等」を行うものであり、「建設」「製造」「改修」は含まれていない。ガイドラインにおいては「運営等」に含まれる業務かどうかは管理者等が個別に判断すべき事項とされているが、運営事業者にコンセッション事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」を認めた方が、民間本来のノウハウを一層活用した事業を行うことができる場合がある。このため、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、ＰＦＩ法の改正を含めて検討を行う。なお、その際、運営権者が「建設」「製造」「改修」を実施できる条件については、事業内容などを考慮した十分な検討を行う。	（令和２年度から）	＜内閣府＞	内閣府	PFI法上の「建設」、「製造」、「改修」及び「運営等」にかかる具体的行為について、運営権者が実施可能な範囲を明確化し、実際に民間の創意工夫が妨げられ、柔軟な対応ができないでいる部分を分析し、それを取り除く方向で法的検討を進めている。
2	３．推進のための施策	（１）ＰＰＰ／ＰＦＩの一層の促進に向けた制度面等の見直し	② 今後、施設の統合・広域化の進展に伴って、公共施設等を共有し、共有物に対して公共施設等運営権を設定するケースは十分あり得るが、公共施設等の共有者の一方が共有関係を離脱するリスクが懸念される。その場合の円滑な事業運営確保等のために、民法で規定する共有物分割請求権の行使を制限する期間の上限に特例を設けるなどの必要な措置について検討を行う。	（令和２年度から）	＜内閣府＞	内閣府	共有施設においてコンセッションを実施する場合に、当該共有施設について５年を超えて不分割特約を締結できるようにする等、必要な措置について、法的検討を進めている。
3	３．推進のための施策	（１）ＰＰＰ／ＰＦＩの一層の促進に向けた制度面等の見直し	③ インフラの老朽化に加え、地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にＰＰＰ／ＰＦＩを導入していく必要がある。このため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、包括的民間委託や指標連動方式を含むＰＰＰ／ＰＦＩの導入を推進するため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定などの導入支援を行う。	（令和２年度から）	＜内閣府、関係省庁＞	内閣府	令和３年６月の成長戦略フォローアップを踏まえ、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ等に対する指標連動方式について、海外の先進事例の調査や国内事業者へのヒアリング等を踏まえ、令和３年度中にガイドラインを策定する予定。
						国土交通省	令和３年度は、「先導的官民連携支援事業」により、包括的民間委託の情報整備に係る調査委託費の助成を府中市に対して行った。また、「インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」にて５地方公共団体（富山県、尼崎市、周南市、長崎県、玉名市）を支援した。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
						文部科学省	・文教施設分野における具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（令和元年度、令和２年度、令和3年度予算事業 ）。 ・文教施設分野におけるPPP/ PFI事業の好事例の横展開を図るため、文教施設分野における多様なPPP/PFI事業等の事例集を令和２年３月に作成、周知した。 ・地方自治体における維持管理の効率的な手法の導入促進のため、文教施設分野における包括的民間委託等の導入の手引きを令和３年度中に作成する。 ・スポーツ分野におけるＰＰＰ／ＰＦＩの導入を推進するため、オンラインセミナーを令和3年12月を開催し、地方自治体の優良事例について紹介した。
4	３．推進のための施策	（１）ＰＰＰ／ＰＦＩの一層の促進に向けた制度面等の見直し	④ ＳＰＣ(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がることや、地域企業も含めた多様な民間事業者の参画が容易となることで、公的負担の軽減や地域活性化等にも資するものと考えられるため、ＰＦＩ事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向けた環境の整備を行う。	（令和２年度から）	＜内閣府、関係省庁＞	内閣府	SPC株式等流動化の促進に向けた環境整備のため、PFI事業におけるSPCの株式等の流動化の意義や進め方、留意点等を記載したガイドラインの改正について、令和３年６月に全国の公共施設等の管理者および関係団体等に向けて周知した他、内閣府ホームページにおいてもガイドラインの改正点等を公表。また、関係団体の講演会を通じて同ガイドラインの改正に関する周知や意見交換等を実施している。
5	３．推進のための施策	（１）ＰＰＰ／ＰＦＩの一層の促進に向けた制度面等の見直し	⑤ 事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがあるＢＯＴ方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。	（令和２年度から）	＜内閣府＞	内閣府	現行、BOT方式かつサービス購入型の事業の課税標準を２分の１とする特例措置について、非課税、独立採算型・混合型の追加、対象施設の拡大の税制措置の拡充を令和４年度税制改正要望において要望したが、認められなかった。引き続き、PFI税制の在り方について検討を進める。
（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援／アウトカムに関するデータ等 ・PPP/PFIを導入検討するにあたってノウハウ/人手が不足していると考えている地方公共団体は全体の93%（令和３年10月）と非常に多く、情報提供等の地方公共団体に対する支援が一層期待されている。 ・また、PPP/PFI事業の導入が有効と考えられる事業が少ないと考えている地方公共団体は全体の61%（令和３年10月）であり、今後、多様な地域・分野・規模等の事業でPPP/PFIの活用を拡大していくことが重要である。							
6	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｉ）ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の優先的検討等の促進 ① 優先的検討規程について、全ての人口２０万人以上の地方公共団体等において、速やかな策定及び的確な運用が行われるよう促す。	（平成２７年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・令和３年６月に改定した「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の周知を行い、あらためて人口20 万人以上の地方公共団体において早急に優先的検討規程を策定するよう促した他、各種講演会等においても優先的検討規程の策定・運用を促している。
7	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｉ）ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の優先的検討等の促進 ② 人口１０万人以上２０万人未満の地方公共団体については、令和５年度までに優先的検討規程が策定されるよう促すとともに、人口２０万人未満の地方公共団体への導入が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施する。特に、１０万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介や、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の手引きを作成する等、優先的検討導入の環境整備を行う。	（令和３年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・令和３年６月に改定した「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の周知を行い、人口10万人以上人口20 万人未満の地方公共団体に令和５年度までに優先的検討規程を策定するよう促した。 ・人口20万人未満の地方公共団体９団体（行方市、八街市、諏訪市、豊明市、羽曳野市、智頭町、新居浜市、若狭町、広陵町）に対して、令和３年度に優先的検討規程運用支援する事業等を実施。 ・人口10万人未満の地方公共団体における先進的な事例のヒアリング調査や、同規模の実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の手引きの改正に向け、事業推進部会で検討中。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
8	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｉ）ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の優先的検討等の促進 ③　人口１０万人以上の地方公共団体における優先的検討規程の策定を促進することに伴い、優先的検討規程に基づくＰＰＰ／ＰＦＩ事業の検討を実施した団体数について令和６年度までに３３４団体とすることを目標とする。	（令和３年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・令和２年度末時点で、優先的検討規程に基づきPPP/PFI事業の検討を実施した団体数は145団体であった。 ・優先的検討規程の適切な運用の促進のため、実態に合わせた優先的検討規程の運用の手引きの改正に向けて、事業推進部会で検討中。
9	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｉ）ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の優先的検討等の促進 ④　優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表するとともに、的確な運用が行われているか等について検証を行う。	（平成３０年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・令和２年度末時点の策定状況を調査・公表済。 ・令和３年10月に、公共施設等の管理者を対象としたアンケート調査を実施し、優先的検討規程の運用状況や課題等を調査。的確な規程の策定・運用の促進が図られる具体的な方策について、事業推進部会等で検討中。
10	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｉ）ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の優先的検討等の促進 ⑤　ＰＰＰ／ＰＦＩの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設）について、着実に運用を実施する。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	【公営住宅】 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、 ・平成28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化 ・平成29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化 ・平成31年度より、政令指定都市で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化 を行い、事業を実施。 【下水道】 平成29年度予算から、社会資本整備総合交付金等において、人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化（平成30年４月に一部内容改善）や下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化を着実に運用している。 【都市公園】 社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に下記の規程を追加し、着実に運用している。 「なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、（中略）平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。（後略）」 【市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等】 都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等、都市再生総合整備事業、都市・地域交通戦略推進事業及び都市再生整備計画事業において、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる一定の施設の整備を新たに実施する場合、PPP/PFI手法の導入検討を令和４年度予算より要件化予定。
				（令和２年度から）	＜農林水産省＞	農林水産省	令和３年度予算から、水産基盤整備事業等を活用し、漁港施設等を整備する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化した。 令和２年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用している。
				（令和３年度から）	＜文部科学省＞	文部科学省	【公立義務教育諸学校等施設】 令和３年度から一部要件化を実施しているところであり、引き続き着実に運用していく。 【国立大学等施設】 令和3年度から要件化を実施。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
			また、一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行う。	（令和２年度から）	＜経済産業省＞	経済産業省	工業用水道分野について一部要件化に向けた準備を進めている。
11	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等のＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅱ）地方公共団体のＰＰＰ／ＰＦＩ導入検討への財政支援等 ① 小規模な地方公共団体を中心に、ＰＰＰ／ＰＦＩを発注する際に必要となるアドバイザリー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザリー費用について、各分野の交付金等（水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設等）により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。	（令和２年度から）	＜内閣府＞	内閣府	アドバイザリー費用が補助金対象経費となる国の補助金・交付金について調査を令和３年度も引き続き実施しており、経産省の工業用水道においては、R4年度以降に別制度での適用等で進捗している。
				（令和２年度から）	＜経済産業省＞	経済産業省	公営水力発電においては、アドバイザリー費用等に対して補助制度により支援措置を講じているところ。 工業用水道においては、現行の補助金の財源が建設国債を原資としているため、原則、工事費以外の拠出が出来ないため、アドバイザリー費用を補助対象としていないものの、産業構造審議会工業用水道政策小委員会での議論を踏まえ、工業用水道事業におけるデジタル技術の導入、広域化等、民間活用の一体的な推進に向けて実施を検討している調査事業において、アドバイザリー業務に係る範囲も調査対象とすることが可能となるよう、令和４年度予算（政府案）に計上したところ。
12	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等のＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に	ⅱ）地方公共団体のＰＰＰ／ＰＦＩ導入検討への財政支援等 ② 地方公共団体がＰＰＰ／ＰＦＩ導入検討に際し実施する導入可能性調査等の調査費用につき、人口２０万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。	（令和３年度から）	＜内閣府＞	内閣府	令和3年度民間資金等活用事業調査費補助事業の選定に際し、事業主体が人口20万人未満の地方公共団体である場合には配慮した。
13	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等のＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅱ）地方公共団体のＰＰＰ／ＰＦＩ導入検討への財政支援等 ③ 地域再生に資するプロジェクトとしてＰＰＰ／ＰＦＩの活用を図る地方公共団体の取組について、地方創生推進交付金等の地域再生法に基づく支援措置により積極的に支援する。	（令和元年度から）	＜内閣府＞	内閣府	地方創生推進交付金等の地域再生法に基づく制度について、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種講演等を活用して周知を図っている。
14	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等のＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅲ）マニュアル等の整備・周知による地方公共団体の負担軽減 ① 民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会で行われた期間満了ＰＦＩ事業の検証で得られた知見及び同部会で策定した事後評価等のマニュアルを周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。	（令和３年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・事後評価等マニュアルについて、令和３年６月に全国の公共施設等の管理者および関係団体等に向けて周知した他、地方公共団体担当者等を対象としたセミナー等で活用の促進を行った。 ・令和３年９月に、公共施設等の管理者を対象としたアンケート調査を実施し、事後評価等マニュアルの運用状況や課題等を調査。事業推進部会等において報告・検討を行う予定。
15	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等のＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅲ）マニュアル等の整備・周知による地方公共団体の負担軽減 ② 地方公共団体等がより適切な事業契約書を作成できるように、ＰＦＩ事業契約書案をエリアや事業分野別に整理したＰＦＩ契約書情報を周知するとともに、引き続き、必要な情報提供等を行う。また、公共施設の空調整備・更新事業を例としたＰＰＰ／ＰＦＩ導入可能性調査簡易化マニュアル等の周知等により、地方公共団体の負担軽減を図る。	（令和２年度から）	＜内閣府＞	内閣府	PFI事業契約に関し課題となっている事項等について、管理者及び事業者から継続的に情報収集を行い、PFI事業の安定かつ適正な実施に資する契約の在り方について検討を進めている。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
16	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅳ）専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等 ①　ＰＰＰ／ＰＦＩ事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する公共施設等運営事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。	（平成２８年度から）	＜内閣府＞	内閣府	地方公共団体等の求めに応じ、専門家を派遣し、情報提供、助言等を行っている他、令和3年度は、東京都杉並区が検討している旧杉並中継所の跡地活用について、高度専門家による課題検討支援事業を実施した。
17	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅳ）専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等 ②　地方公共団体における自立的なＰＰＰ／ＰＦＩ事業の形成を推進するため、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業を継続して実施する意向のある人口２０万人未満の地方公共団体に対して専門家を派遣し、公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行う。	（令和元年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	令和3年度は6地方公共団体（会津若松市、小金井市、泉大津市、高砂市、宇部市、北谷町）に対して専門家を派遣し、公募に向けた民間事業者との対話や公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるよう支援を行った。また昨年度支援地方公共団体に対する継続的なフォローアップも実施した。
18	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅳ）専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等 ③　地方公共団体等におけるＰＰＰ／ＰＦＩに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を専門家として地方公共団体等に派遣してＰＰＰ／ＰＦＩに関する情報提供、助言等の支援を実施する。	（令和３年度から）	＜内閣府＞	内閣府	令和3年9月より、行政実務に関しての実務経験・実績を有する地方公共団体等職員を派遣する「PPP/PFI行政実務専門家派遣」を開始し、地域の要望に応じ専門家の派遣を行った。
19	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅳ）専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等 ④ 国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業に関する知識を有する職員等を育成する	（平成２８年度から）	＜国土交通省、内閣府＞	国土交通省	令和3年度は、知識の修得のみならず新たな着想を生むための議論の場を提供することを重点事項とし、模擬サウンディングによる官民対話や、その結果を反映した公募資料の作成等の課題研究を行った。 講師として第一線で活躍している民間事業者や先進地方公共団体の担当者を招へいし、PPP/PFI事業に取り組まれた際の実体験を詳細に紹介いただいた。
						内閣府	令和3年度は、知識の修得のみならず新たな着想を生むための議論の場を提供することを重点事項とし、模擬サウンディングによる官民対話や、その結果を反映した公募資料の作成等の課題研究を行った。 講師として第一線で活躍している民間事業者や先進地方公共団体の担当者を招へいし、PPP/PFI事業に取り組まれた際の実体験を詳細に紹介いただいた。
20	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅴ）首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ①　バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のＰＰＰ事業について先導性の高い優良事例を収集する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んでの成功要因の分析も行い、これを同種・類似のＰＰＰ／ＰＦＩ事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。	（平成２９年度から）	＜内閣府＞	内閣府	地方公共団体等への情報提供を目的として、地方公共団体等における案件形成の参考となるＰＰＰ／ＰＦＩ事業の事例集を公表。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
21	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｖ）首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ②　首長、地方議会等のＰＰＰ／ＰＦＩに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。。（平成２９年度から）　<国土交通省、内閣府> また、公共施設等運営権方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた民間ならではの創意工夫等について、地方公共団体や民間事業者、投資家向けの説明会を開催する。	（令和２年度から）	<国土交通省>	国土交通省	令和3年度は全国9ブロックを6グループ（北海道・東北、関東・北陸、中部・近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分けて「PPP/PFI推進首長会議」を開催した。 官民連携事業の実績を有する団体の首長等からの基調講演や専門家からの情報提供、PPP/PFIで整備・運営された施設の紹介や意見交換などを行った。
				（令和２年度から）	<内閣府>	内閣府	国土交通省と連携し、全国のブロックプラットフォームにおいて「PPP/PFI推進首長会議」を開催した。 また、令和3年度に群馬県と秋田県の市町村長を対象としたトップセミナーを開催した。 首長や地方議員が参加する講演会に、内閣府職員やPPP/PFI専門家を派遣し、PFIに対する意識醸成や理解促進を図っている。
22	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｖ）首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ③　多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に、ＰＰＰ／ＰＦＩの参考となる事例を取りまとめた「ＰＰＰ／ＰＦＩ事例集」を周知し、地方公共団体のおけるＰＰＰ／ＰＦＩに対する理解の浸透と積極的な活用を図る。さらに、地方公共団体等に対して適切な情報発信を行うため、ホームページの機能強化やＰＦＩ導入のための手引きの整備等を行う。	（令和３年度から）	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等への情報提供を目的として、地方公共団体等における案件形成の参考となるＰＰＰ／ＰＦＩ事業の事例集を作成・公表し、講演等で周知した。また、適切な情報発信のためホームページの整備を行うとともに、地方公共団体におけるＰＰＰ／ＰＦＩに対する理解の促進と積極的な活用を図り、PFI事業を円滑に導入できるよう、平成17年に策定された「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」を令和４年度中に改訂することを検討している。
23	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｖ）首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ④　専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。	（平成３０年度から）	<内閣府>	内閣府	内閣府の支援事業等を活用して、案件形成を支援している。また、過去の支援事業の調査結果をホームページで公表している。
24	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｖ）首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ⑤　ワンストップ窓口や助言機能等により、地方公共団体等の求めに応じ、効果的な助言等を実施する。	（平成３０年度から）	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等からの問合せに対し、適宜助言等を実施。 また、ワンストップ窓口制度について、ＰＰＰ／ＰＦＩ地域プラットフォーム、各種講演、内閣府ホームページ等を活用して周知を図っている。
25	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ｖ）首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ⑥　ＰＰＰ／ＰＦＩ事業に関する提案受付・相談窓口を設置し、地方公共団体の案件形成の検討に対して助言等を行う。	（平成２９年度から）	<国土交通省>	国土交通省	「国土交通省PPP/PFI相談・提案受付窓口」を設置し、国土交通省所管の社会資本等に係るPPP/PFI事業についての相談及び国土交通省社会資本整備政策課が実施しているPPP/PFIに係る施策に対する提案を受け付ける体制を整えている。
26	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	ⅵ）広域化・集約化等に向けた支援等 ①　水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成３１年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を図る。	（平成２９年度から）	<総務省>	総務省	「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」をはじめ、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知を図った。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
27	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	vi）広域化・集約化等に向けた支援等 ② 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等（広域化）の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和４年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。	（令和元年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	総務省及び厚生労働省で連携し、「水道広域化推進プラン」の策定を支援するため、マニュアルを策定・周知するとともに、令和3年11月末時点の策定状況や多様な広域化に向けた留意事項等を周知した。 また、改正水道法の説明会や公営企業担当者向けの説明会を実施し、広域化の推進のため、先進事例を紹介するなど、地方公共団体の取組への支援を行った。
				（令和元年度から）	＜総務省＞	総務省	
28	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	vi）広域化・集約化等に向けた支援等 ③ 分野横断や広域連携による官民連携事業や公共施設等の集約・再編に係る官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。	（平成３０年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	令和元年度からは官民連携事業等を検討する中小規模の地方公共団体２団体（柏崎市、周南市）に対する支援を行っている。
29	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	vi）広域化・集約化等に向けた支援等 ④ 下水道事業について、「広域化・共同化計画」策定や公営企業会計の適用を要件化しており、これらの取組を着実に進め、ＰＰＰ／ＰＦＩ活用の促進につなげる。	（平成３０年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	社会資本整備総合交付金等の交付に関し、以下を要件とし着実に運用している。 ・広域化・共同化計画策定の検討に着手し、令和4年度末までに策定すること。 ・人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。 ・人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。
			公営企業会計の適用については、人口３万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、令和５年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。	（令和元年度から）	＜総務省＞	総務省	公営企業会計の適用について、都道府県及び人口３万人以上の市区町村のほぼ100%が適用を完了した。また、人口３万人未満の市区町村については、90.6%の下水道事業が適用済み又は適用に取組中であるところ。（令和３年４月１日時点） 令和５年度までの取組に向け、団体の要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」などの支援を実施した。
30	３．推進のための施策	（２）地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援	vi）広域化・集約化等に向けた支援等 ⑤ 一般廃棄物処理施設整備事業について、一般廃棄物会計基準を導入し、基準に則して作成した原価計算書等を交付申請書とともに提出することを要件化するとともに、施設の広域化・集約化、廃棄物処理の有料化及びＰＦＩ等の民間活用について検討することを要件化している。また、公共浄化槽等整備推進事業について、①ＰＦＩ等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用について検討することを要件化している。これらの取組を着実に進め、ＰＰＰ／ＰＦＩ活用の促進につなげる。	（令和元年度から）	＜環境省＞	環境省	・ 一般廃棄物処理施設整備事業について、令和元年度より、①施設の広域化・集約化、②一般廃棄物会計基準の導入、③廃棄物処理の有料化、④ＰＦＩ等の民間活用について検討することを要件化しており、ＰＰＰ／ＰＦＩ活用を促進している。なお、令和３年４月より、②一般廃棄物会計基準を導入し、基準に則して作成した原価計算書等を交付申請書とともに提出することを要件化した。 ・ 公共浄化槽等整備推進事業について、令和元年度より、①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用を検討することを事業の要件としている。また、令和３年度より、公共浄化槽等整備推進事業の適正化に資するコスト縮減や経営改善の検討調査費（コンセッション方式によるＰＦＩ事業の導入の検討を含むものに限る）への助成を実施している。これらの取組により、ＰＰＰ／ＰＦＩ活用を促進している。

（３）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するＰＰＰ／ＰＦＩの推進／アウトカムに関するデータ等

・平成30年度から令和２年度に、地域プラットフォームを活用してＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数は255団体、地域プラットフォームに参画する地方公共団体数は649団体であった。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
31	３．推進のための施策	（３）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するＰＰＰ／ＰＦＩの推進	① 特に人口２０万人未満の地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進する。具体的には、地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入可能性調査等を実施した人口２０万人未満の地方公共団体数について、令和３年度～令和５年度の目標を２００団体とする。また、地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口２０万人未満の地方公共団体数について、令和３年度～令和５年度の目標を５５０団体とする	（令和５年度末まで）	＜内閣府＞	内閣府	(地域プラットフォームを活用してＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について平成30年度～令和2年度の目標を200団体、地域プラットフォームに参画する地方公共団体数について平成30年度～令和2年度の目標を600団体としており、)平成30年度から令和２年度に、地域プラットフォームを活用してＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数は255団体、地域プラットフォームに参画する地方公共団体数は649団体であった。
				（令和５年度末まで）	＜国土交通省＞	国土交通省	
32	３．推進のための施策	（３）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するＰＰＰ／ＰＦＩの推進	② 地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参画する協定プラットフォーム等に対して、ＰＰＰ／ＰＦＩ案件形成に向けた取組を支援する。	（令和元年度から）	＜内閣府＞	内閣府	令和元年度に創設した地域プラットフォーム協定制度には、令和３年４月に２地域を追加し、計27地域と協定を締結しているところ。協定制度を通じて、地域におけるPPP/PFIの具体的案件経営を促進した。
				（令和元年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	
33	３．推進のための施策	（３）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するＰＰＰ／ＰＦＩの推進	③ これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、運用マニュアルの充実を図るとともに、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。	（令和２年度から）	＜内閣府＞	内閣府	地方ブロックプラットフォームや各種講演の機会等を活用してマニュアルの周知を図っているところ。また、運用マニュアルの充実に向けて、地域プラットフォームの活動状況等をフォローアップし、より効果的な運営のポイントについて整理しているところ。
				（令和２年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	全国９ブロックに設置したブロックプラットフォームにおいて周知している。
34	３．推進のための施策	（３）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するＰＰＰ／ＰＦＩの推進	④ 地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。	（平成２８年度から）	＜内閣府＞	内閣府	既存プラットフォームの活動状況を確認する際に、併せて専門家派遣の活用を紹介。要望に応じて専門家の派遣や内閣府職員による対応を実施した。
				（平成２８年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	PPP/PFIの実務経験や知見を有する地方公共団体職員等を「国土交通省PPPサポーター」として任命し、地域プラットフォームが開催する研修等に対して、講師として派遣した。
35	３．推進のための施策	（３）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資す	⑤ 複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。	（平成２９年度から）	＜内閣府＞	内閣府	令和３年度において 複数の地方公共団体・民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援している（秋田県域、群馬県域、愛媛県域）。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
36	３．推進のための施策	（３）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するＰＰＰ／ＰＦＩの推進	⑥ ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるＰＰＰ／ＰＦＩ事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。	（平成２８年度から）	＜内閣府＞	内閣府	国土交通省と連携し、平成28年度より全国９ブロックにおいて継続的に開催されている会議の中で国の施策や内閣府の取組に関する情報提供や地方公共団体等との意見交換を実施。また、地域プラットフォーム協定制度を活用し、地方公共団体の事業化検討の支援を実施。
				（平成２８年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	全国9ブロックで継続的な取組を実施している。令和3年度は都道府県との意見交換等を通じて施策ニーズを把握した上で以下の取組を実施した。 ・官民対話（サウンディング）（9ブロックを4グループに分けて開催） ・ＰＰＰ／ＰＦＩ推進首長会議（9ブロックを6グループに分けて開催） ・研修（全国を対象にＷＥＢ形式にて開催） ・官民連携推進講演会（全国を対象にＷＥＢ形式にて開催） なお、官民対話（サウンディング）を行うにあたって、サウンディングセミナー等により官民対話の留意点等を周知するとともに、民間事業者の視点からの情報提供等を行い、地方公共団体の案件形成や官民対話を促進した。 加えて、コンセッションの先行事例を広く周知するため、コンセッション事業推進セミナーを広島市（現地会場とWEB形式の併用）にて令和４年１月に開催予定。
37	３．推進のための施策	（３）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するＰＰＰ／ＰＦＩの推進	⑦ 発注時において、地域経済社会の活性化に資するような提案等に十分な評価が行われるよう、情報提供等を実施する。	（令和２年度から）	＜内閣府＞	内閣府	地方公共団体等への情報提供を目的として、地方公共団体等における案件形成の参考となるＰＰＰ／ＰＦＩ事業の事例集を作成し、地域経済活性化に資する提案を評価した事例についての情報提供を行っている。
（４）民間提案の積極的活用／アウトカムに関するデータ等 ・民間提案の積極的活用に向け、令和３年５月にPPP/PFI事業民間提案マニュアルを地方公共団体に周知したが、令和３年10月の調査時点では、同マニュアルを活用したと回答する団体は138団体にとどまっている。							
38	３．推進のための施策	（４）民間提案の積極的活用	①「ＰＦＩ事業民間提案推進マニュアル（H26.9）」等について、ＰＦＩに限らないＰＰＰも含めた近年の民間提案の活用実態・課題（インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等）に対応した改定を行った「ＰＰＰ／ＰＦＩ事業民間提案推進マニュアル」について、公共施設等の管理者等に対し周知を図る。	（令和３年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・民間提案マニュアルについて、令和３年６月に全国の公共施設等の管理者および関係団体等に向けて周知した他、地方公共団体担当者等を対象としたセミナー等で活用の促進を行った。 ・令和３年10月に、公共施設等の管理者を対象としたアンケート調査を実施し、民間提案マニュアルの運用状況や課題等を調査。事業推進部会等において報告・検討を行う予定。
39	３．推進のための施策	（４）民間提案の積極的活用	② 民間提案を促進するため、「ＰＰＰ事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	国土交通省のHPで公表しているほか、ブロックプラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。
				（平成２９年度から）	＜内閣府＞	内閣府	国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォーム、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知を図っている。
				（平成２９年度から）	＜総務省＞	総務省	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、地方公共団体に対して周知を図った。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
40	３．推進のための施策	（４）民間提案の積極的活用	③ 官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。	（平成３０年度から）	＜内閣府＞	内閣府	支援事業を通じて民間提案を活用した案件形成と、民間提案の実施事例の情報収集に努めているところ。既存の指針やガイドラインと併せて、国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォーム、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知を図っている。
41	３．推進のための施策	（４）民間提案の積極的活用	④ 民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援を実施する。	（平成２９年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・令和３年度支援事業において民間提案案件についても支援対象としていたが、適当な案件の応募がなかったため、本年度の特段の支援実績はなし。 ・民間提案マニュアルについて、令和３年６月に全国の公共施設等の管理者および関係団体等に向けて周知した他、地方公共団体担当者等を対象としたセミナー等で活用の促進を行った。
（３）公的不動産における官民連携の推進／アウトカムに関するデータ等 ・公的不動産利活用事業（類型Ⅲ）のアクションプランにおける事業規模目標は10年間で4兆円である一方、実績は当初3年間（平成25～27年度）は0.3兆円/年レベルで推移し、目標の0.4兆円/年ペースを下回っていたが、平成28年度以降は漸増傾向にあり、令和元年度末時点では7年間で計3.0兆円と、概ね目標ペースでの事業化が図られている。							
42	３．推進のための施策	（５）公的不動産における官民連携の推進	① 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、ＰＰＰの活用について検討を引き続き推進する。	－	＜国土交通省＞	国土交通省	地元のまちづくりの動向も踏まえつつ、関係機関と連携し、首都高速道路の大規模更新事業と都市再生との連携の具体化に向けた検討を実施。
43	３．推進のための施策	（５）公的不動産における官民連携の推進	②都市公園法に基づく公募設置管理制度の着実な導入促進を図る。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	第193回通常国会において都市緑地法等の一部を改正する法律が成立、平成29年6月施行され、公募設置管理制度を創設。 同年8月に制度の具体的な活用方法、手続きの流れ等をまとめた「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」を国土交通省HPにおいて公表し、導入促進を図っている。
44	３．推進のための施策	（５）公的不動産における官民連携の推進	③ 若年人口の減少に伴い、今後小中学校等の遊休化が急速に拡大する中で、地域包括ケア拠点としての利活用等、文教施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会、地元企業参画スキームの優良事例の横展開等を行う。	（平成２９年度から）	＜文部科学省＞	文部科学省	・文教施設分野における集約・複合化に関するPPP／PFI事業等の案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（令和元年度、令和２年度予算事業、令和3年度予算事業）。 ・文教施設分野におけるPPP/ PFI事業の好事例や、効率的・効果的に集約化・共用化等を行った事例の横展開を図るため、文教施設分野における多様なPPP/ PFI事業等の事例集を令和２年３月に作成、周知した。 ・廃校活用事例集を活用し、各種説明会等において普及啓発を実施。 ・文教施設におけるPPP／PFI促進のため、「文教施設分野における包括的民間委託等の導入の手引き」の周知に併せてオンラインセミナーを令和４年3月に開催予定。
				（平成２９年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	
				（平成２９年度から）	＜内閣府＞	内閣府	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
45	３．推進のための施策	（５）公的不動産における官民連携の推進	④ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。	－	＜総務省＞	総務省	公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳については、各地方公共団体において整備・公表を進めるとともに、総務省においても各団体において整備・公表したものを取りまとめ、リンク集として公表している。 併せて、公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表を総務省ホームページに公表している。 加えて、公的不動産の活用への民間事業者の参画に資する取組を促進するため、固定資産台帳データを活用して売却可能資産等を取りまとめ公表することにより民間への売却につながった事例を総務省ホームページに公表している。 総合管理計画については、「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和３年１月26日付け総財務第６号総務省自治財政局財務調査課長通知）等により、各地方公共団体に対し、個別施設計画の内容等を踏まえた見直しを要請しており、市町村における総合管理計画の見直しに要する経費に対する特別交付税措置や公共施設マネジメントに知見やノウハウを有する者のアドバイザーとしての派遣といった取組を実施した結果、令和３年９月時点で91.3%の団体が令和３年度中の見直しを予定している。
46	３．推進のための施策	（５）公的不動産における官民連携の推進	⑤ 低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成３０年３月に改訂した「公的不動産（ＰＲＥ）の民間活用の手引き」の周知、公的不動産を活用したいと考えている不動産特定共同事業者等の民間事業者と地方公共団体とのマッチング等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るために必要な環境の整備を進める。	（平成３０年度から）	＜内閣府、国土交通省、関係省庁＞	国土交通省	PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のマッチング促進に向けて関係者に対するアンケート調査等を行うとともに、地方公共団体や民間事業者等を対象として、不動産特定共同事業などの不動産証券化手法を用いたPRE等遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナーを開催（令和３年度中15件実施予定。うち、11件実施済）するなど、公的不動産の有効活用に向けた取組を実施した。
（６）株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用／アウトカムに関するデータ等 ・令和２年度末までに民間資金等活用事業推進機構は事業規模約11.8兆円の事業に対する支援を行い、9.9倍の呼び水効果を得るなど、着実に出融資実績を積み重ねている。 ・また、同機構による地域人材の育成・ノウハウ提供や市場関係者へのアドバイスなども着実に実施されており、同機構による案件形成支援が一層期待されている。							
47	３．推進のための施策	（６）株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	① リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げる公共施設等運営事業の着実な実現を図るとともに、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。	（平成２８年度から）	＜内閣府＞	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。年度内に数件の支援決定を目指す。 ・新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業、国立劇場再整備等事業をはじめ数多くの案件について関係者と意見交換を行うなど収益型事業の案件形成に向けたサポートを行った。
48	３．推進のための施策	（６）株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	② 上下水道の公共施設等運営事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、公共施設等運営事業の導入に向けた検討を促進する。	（平成２８年度から）	＜内閣府＞	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・国土交通省による「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に引き続き参加し、意見を交換。 ・厚生労働省・経済産業省による「水道分野における官民連携推進協議会」に引き続き参加し、意見を交換。 ・三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業について、意見書を提出。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
49	３．推進のための施策	（６）株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	③ 地域におけるＰＦＩ事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、改正地域再生法により新たに付与されたコンサルティング機能も活用しつつ、ＰＦＩに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等職員に対しＰＦＩに係る金融実務の習得を目的とした研修の実施を検討するなど地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。	（平成２８年度から）	＜内閣府＞	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・令和３年度においては、現在進行中の案件に関わる事業者や金融機関へのサポートを行うとともに、国土交通大学校で実施された主に自治体職員を対象とした研修の講師、地域プラットフォーム（山梨県）、山形県川西町PFIセミナー、静岡銀行・山梨中央銀行主催PFI基礎セミナー、PPP/PFI推進首長会議等で、PFIのファイナンス、案件形成について講演を実施。 ・令和３年度においては「公共施設別公民連携ハンドブック」を出版。 ・地銀等金融機関職員向けPFI実務勉強会（令和4年1月実施予定）の開催に向けて、準備中。 ・PFI事業の実務上の課題「LIBOR廃止に伴う後継金利の取扱い」「平成30年度税制改正（割賦販売に係る延払基準廃止）に伴う対応」につき内閣府PFI推進室による全国自治体向け事務連絡等の発出に繋げるとともに、多数のPFI関係当事者（自治体、株主を含む地域金融機関、民間事業者、コンサルタント会社）への説明を実施。 ・複数の地銀に対し、自治体からの個別案件に係る相談への対応方針につき、アドバイスを実施。 ・秋田県、埼玉県内自治体（埼玉県、さいたま市、入間市、熊谷市、越谷市）、東京都世田谷区、神奈川県川崎市等の事業所管部署と案件形成に向けた意見交換を実施。
50	３．推進のための施策	（６）株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	④公共施設等運営事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。	（平成２８年度から）	＜内閣府＞	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定(平成29年10月)。令和元年度より順次出資開始。
51	３．推進のための施策	（６）株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	⑤ 機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資市場が形成されることが想定されていた令和９年度末までがＰＦＩ法上の設置期限とされている。しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるＰＰＰ／ＰＦＩ事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、地域金融機関等との関係者から意見を聴取しつつ、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行う。	（令和２年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・新たなPPP/PFIアクションプランにおける機構の役割や、収益型PFI事業への安定的な資金供給方策等の検討も踏まえ、現行法上、令和９年度末に設置期限を迎える機構の今後の在り方について、設置期限の延長も含め、引き続き検討を進めていく。
（７）その他／集中取組方針							
52	３．推進のための施策	（７）その他	① 国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法（公共施設の非保有手法）について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等及び参考となる事例を取りまとめた基本的考え方を周知し、公共施設の非保有手法の活用促進を図る。	（令和３年度から）	＜内閣府＞	内閣府	・公共施設の非保有手法の基本的考え方について、令和３年６月に全国の公共施設等の管理者および関係団体等に向けて周知した他、地方公共団体担当者等を対象としたセミナー等で活用の促進を行った。 ・令和３年９月に、公共施設等の管理者を対象としたアンケート調査を実施し、公共施設の非保有手法の実施状況等を調査。事業推進部会等において報告・検討を行う予定。
53	３．推進のための施策	（７）その他	② 地域の活性化や災害にも強いバス交通確保の実現に向けて、官民連携での交通ターミナルの整備を促進するため、品川駅をはじめとする交通ターミナルについて、民間事業者からの企画提案や事業提案を踏まえ、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業の実施方針を検討する。	（令和２年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	品川駅をはじめとする交通ターミナルにおいて、ＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入に向けて、順次民間事業者からの提案公募等を実施。
54	３．推進のための施策	（７）その他	③ 地方公共団体においてＰＰＰ／ＰＦＩ事業を活用した「道の駅」の整備・管理・運営のニーズが増えていることから、これまでに実施した事例の成果及び課題を整理し、「道の駅」における事例集等を作成する。	（令和２年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	道の駅におけるPPP/PFI事業の事例の収集、またその成果及び課題の整理を実施。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
55	４．集中取組方針	①空港	空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、重点分野に引き続き指定する。次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進する。なお、国管理空港の公共施設等運営事業における外部有識者の検証結果を今後の案件に反映していく。	－	＜国土交通省＞	国土交通省	・国管理空港について、仙台空港（平成28年7月～）・高松空港（平成30年4月～）・福岡空港（平成31年4月～）・熊本空港（令和2年4月～）・北海道内7空港（うち３空港は地方管理空港・令和2年6月から順次）・広島空港（令和3年7月～）において、それぞれ民間事業者による空港運営事業を開始した。なお、広島空港においては、駐車場事業を事業譲渡とするなど平成30年度に行われた空港コンセッション検証会議の結果を一部反映した。 ・地方管理空港については、神戸空港（平成30年4月～）・静岡空港（平成31年4月～）等において、それぞれ民間事業者による空港運営事業を開始した。 ・今後も、アクションプランに掲げられた措置等により空港コンセッションの導入を促進していく予定。
56	４．集中取組方針	①空港	・ 公共施設等運営事業を推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	・コンセッション関連のセミナー、シンポジウム等に職員を派遣するなどの取組を実施するとともに、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況、先行事例の公募書類等や提案概要、成果等を公表している。
57	４．集中取組方針	①空港	・ 公共施設等運営事業実施による地域活性化等の効果を把握・公表し、公共施設等運営事業に対する地域の理解・機運を高める。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	
58	４．集中取組方針	①空港	・ 静岡空港や、北海道の小規模空港の事例を踏まえた事業モデルを構築し、横展開を図ることで、公共施設等運営事業の導入を抜本的に加速する。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	・空港管理者に対して静岡空港の事例やコンセッションの考え方等を示すとともに、空港管理者からの個別の相談に対して積極的な助言等を行っている。 ・また、イコールフッティングの確保については、北海道内７空港特定運営事業等における整理等を踏まえ、空港管理者である自治体への周知を行った。
59	４．集中取組方針	①空港	・公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。	（平成２８年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	・国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、平成３０年５月３０日に国において関連規程を改正したことにより、運営権者（仙台空港）による対応が可能となっている。現在、運営権者による計画内容の具体化が進められているところ。 このほか保安区域への厨房機器等の持込み等については、現行制度で対応可能である旨、運営権者（仙台空港）に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めている。 ・国と運営権者の間で区分所有されているCIQ施設については、運営権者（仙台空港）の要望を踏まえ、関係省庁と検討を実施した。現在は、運営権者において計画内容の具体化を進めており、今後関係省庁に提示予定。 ・また運営権者の創意工夫の取組を必要に応じて取り込むため、空港整備に係る仕様書等の改定について、管理者に対し、具体的なニーズや事例を把握した場合には、国土交通省に相談するよう令和元年11月に周知文書を発出した。
60	４．集中取組方針	①空港	・公共施設等運営事業を導入した空港について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、関係施策を推進する。	（令和２年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	・コンセッションを導入した空港の経営基盤の維持・強化を支援するため、コンセッション空港の施設整備に対する無利子貸付、コンセッション空港における運営権対価分割金等の年度越え猶予（北海道、福岡）、コンセッション空港における空港運営事業期間の延長、コンセッション空港における契約上の履行義務の緩和（施設整備の後ろ倒し等）を実施した。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
61	４．集中取組方針	②水道	平成２６年度から平成３０年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の６件を達成した。ただし、６件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は２件であるため、引き続き重点分野とし、令和元年１０月１日から施行された改正水道法に基づき、新たな許可制度を適切に運用し、事業の安定性、安全性、持続性を確保するとともに、先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うことにより、公共施設等運営事業の着実な導入促進を図る。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）が令和３年度末までに少なくとも３０件行われるよう促す。	（令和３年度末まで）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	令和元年１０月１日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を発出するとともに、コンセッション方式を導入するにあたり、地方公共団体が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂した。 また、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行っており、宮城県については、令和３年１１月に改正水道法に基づく厚生労働大臣の許可を受け、令和３年１２月に運営権設定及び実施契約の締結を行ったところ。令和４年４月から、水道分野では初となる公共施設等運営事業の開始を予定している。 その他、地方公共団体における今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）のための支援を令和３年度末までに39件行う予定。（令和２年度21件、令和３年度18件）
62	４．集中取組方針	②水道	・水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画の策定・公表状況について国においてフォローアップを行う。また、改正水道法において、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならないこととされていることから、同法の趣旨を踏まえ、水道料金の設定状況について国においてフォローアップを行う。	（平成３０年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	料金制度について、中長期的な見通しに立った分析、検討を行うことを含む水道事業計画の策定を、厚生労働省から水道事業者等に求めており、定期的にその策定・公表の状況を調査している。 また、改正水道法の趣旨を踏まえた水道料金の設定状況について、定期的に厚生労働省がフォローアップを行っている。
63	４．集中取組方針	②水道	・水道事業に公共施設等運営事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてＰＰＰ／ＰＦＩを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体による公共施設等運営事業等の民間活用を強力に後押しする。	（平成３０年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携推進協議会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、広域化を契機としてＰＰＰ／ＰＦＩを活用している事例等、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進している。（令和３年度、官民連携推進協議会は計４回、地域懇談会は計４回実施予定）
64	４．集中取組方針	②水道	・水道分野における公共施設等運営事業等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用した啓発活動を実施する。	（平成２９年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携推進協議会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、民間資金等活用事業推進機構など専門家を交えた意見交換を行い、ノウハウの共有を図っている。（令和３年度、官民連携推進協議会は計４回、地域懇談会は計４回実施予定）
65	４．集中取組方針	②水道	・水道事業において公共施設等運営事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形の周知を実施する。	（令和２年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	コンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形を令和２年度に公表した。
66	４．集中取組方針	②水道	・水道事業の具体の案件形成を行うため、既に第三者委託等のＰＦＩ事業に取り組んでいる地方公共団体等を対象に更なる首長等へのトップセールスを実施する。	（平成２９年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	令和3年度は、４水道事業者に対してトップセールスを実施した。
67	４．集中取組方針	②水道	・水道事業における公共施設等運営制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意する観点から、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。	（平成３０年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	令和元年１０月１日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を令和元年９月に発出・周知した。
68	４．集中取組方針	②水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成２８年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	これらの取組の実施状況について、四半期ごとのフォローアップを行った。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
69	４．集中取組方針	②水道	・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。	（平成２９年度から）	＜厚生労働省＞	厚生労働省	水道分野における官民連携推進協議会において、他分野である工業用水道分野の動向等に関する情報提供等を実施するとともに、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行った。
70	４．集中取組方針	③下水道	平成２６年度から平成２９年度までの集中強化期間中の数値目標６件は達成した。ただし、６件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は３件であるため、引き続き重点分野とし、６件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、６件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和３年度末までとする。	（令和３年度末まで）	＜国土交通省＞	国土交通省	事業実施に向けた具体的な取組が進捗している都市等に対し、案件スキームの検討や課題の抽出等に関する支援や定期的な意見交換・助言等を実施するなど、切れ目ない支援を行った。
71	４．集中取組方針	③下水道	・先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市及び須崎市の着実な事業実施を支援するとともに、優先交渉権者を選定した宮城県、実施方針を策定した三浦市の着実な事業開始を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対しても、技術的な助言等を実施し、案件形成に取り組む。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が全国の地方公共団体に率先して示すことにより、公共施設等運営事業の活用を強力に後押しする。	（平成２８年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	浜松市及び須崎市の事業が着実に進むよう支援を行うとともに、宮城県及び三浦市での着実な事業開始に向けて技術的助言等の支援を行っている。その他に検討を進めている地方公共団体に対しても、新規案件形成に向けた技術的支援等を実施した。これまでに得られた課題への対応策や知見等については、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を令和3年度に3回開催し、他の地方公共団体に共有した。
72	４．集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなＰＰＰ／ＰＦＩ事業の促進に向けた検討会」や「民間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決方策について、検討を進めるとともに、公共施設等運営事業に取り組む地方公共団体の検討の状況の「見える化」を行う。また、ＰＰＰ／ＰＦＩの導入を推進する観点からも、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を令和3年6月と8月、12月の計3回開催した。また、令和4年2月頃に第4回と「民間セクター分科会」の開催を予定している。 ・検討会で発表された各自治体の取り組み状況について、国土交通省HPに掲載している。 ・地方公共団体間で比較できるよう、経費回収率、汚水処理原価等、代表的な経営指標について、Excelファイルで一覧に取りまとめ、国土交通省HPに掲載している。
73	４．集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなＰＰＰ／ＰＦＩ事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図る。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を令和3年6月と8月にオンライン形式で開催した。また、12月には東京会場を設け、オンライン形式との併用で開催した。
74	４．集中取組方針	③下水道	・下水道分野において、公共施設等運営事業の更なる具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。	（平成２９年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、首長等へのトップセールスを実施した。
75	４．集中取組方針	③下水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成２８年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	アクションプラン記載の各種取組について、四半期毎にフォローアップを行った。
76	４．集中取組方針	④道路	平成２６年度から平成２８年度までの集中強化期間中の数値目標１件は達成した。一方で、特区制度を活用して実施していることから、今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。 ・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社への公共施設等運営事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めとした横展開を図る。	（平成２８年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例については、地方道路公社等の関係者が集まる会議等において、情報提供を実施。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
77	４．集中取組方針	⑤文教施設	平成２８年度から平成３０年度までの集中強化期間中の数値目標３件は達成した 。今後についても、公共施設等運営事業を活用し、生涯学習・スポーツ・文化の一層の振興や、民間の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減、文教施設を核とした地域の賑わい創出等を図るため、引き続き重点分野とし、文教施設の具体の案件形成が行われるよう、関係府省と連携しながら、地方公共団体等の取組を支援する。	－	＜文部科学省＞	文部科学省	・実務的な手引き「文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き」を用い、各種セミナー等を通じて、地方自治体等に普及啓発を行っている。 ・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和２年度、令和3年度予算事業）。 ・スポーツ施設のPPP/PFI推進等を目的として、地方自治体や民間事業者等を対象に、全国セミナーを実施している。
78	４．集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）について、公共施設等運営事業を活用した利用者の満足度の向上や収益性を高める取組が実行されるよう、地方公共団体を支援する。	（平成２８年度から）	＜文部科学省＞	文部科学省	・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和２年度、令和3年度予算事業）。
79	４．集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設の具体の案件形成を行うため、関係府省と連携しながら、実務的な手引きや事例集の周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを実施する。	（平成２８年度から）	＜文部科学省＞	文部科学省	・各種セミナー等を活用し、地方自治体等に対し、実務的な手引き、文科省の予算事業等について周知している。 ・スポーツ施設のPPP/PFI推進等を目的として、地方自治体や民間事業者等を対象に、全国セミナーを実施している。
80	４．集中取組方針	⑤文教施設	・都市部の文教施設における案件形成においては、周辺の他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組が進められるよう、地方公共団体を支援する。	（平成２８年度から）	＜文部科学省、内閣府＞	文部科学省	・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和２年度、令和3年度予算事業）。 ・各種セミナー等を活用し、地方自治体等に対して、実務的な手引きや、学校施設や社会教育施設等を複合化した事例について周知。
81	４．集中取組方針	⑥公営住宅	公営住宅の建替・集約化においては、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することに依り管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要であることから、今後についても、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。	－	＜国土交通省＞	国土交通省	○予算措置等の内容は下記のとおり。 ・地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業（基本構想検討に対する支援）を実施。 ・社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。 ・地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、平成28年度より、PPP/PFI手法の導入検討の要件化とともに、その検討費用について補助対象化。さらに、三大都市圏（平成29年度より）又は政令指定都市（平成31年度より）で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。
82	４．集中取組方針	⑥公営住宅	・公営住宅の建替・集約化に際して、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業を積極的に活用し、公的負担の抑制に資する具体的な案件形成を進められるよう、先行事例の情報提供の横展開を図るほか、地方公共団体を支援する。	（平成２８年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	
83	４．集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	平成２９年度から令和元年度までの集中強化期間中の数値目標は３件であったところ、１件の達成にとどまった。一方で、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）の影響を引き続き強く受けている分野であり、令和２年３月から我が国港湾への国際クルーズの寄港がない状況が続いているため、今後の動向等を見極めつつ、令和４年度以降の数値目標を改めて検討することとする。	－	＜国土交通省＞	国土交通省	クルーズ市場については、引き続き新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）の影響を強く受けているところ。国際クルーズについては、現在（令和３年１２月末）も運航休止が続いており、令和２年３月以降、我が国に寄港していない。
84	４．集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	・福岡市ウォーターフロント再開発の公共施設等運営事業案件の旅客ターミナル施設について、早期の実施方針の策定に向け、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。	（令和２年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	福岡市から、「福岡市ウォーターフロント再開発については、コロナ禍の影響で厳しい社会経済情勢が続いていることから、今後の動向を注視しながら検討を進めていきたい」と聞いている。福岡市の検討の進捗に応じて、必要な支援を実施することとしている。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
85	４．集中取組方針	⑧ＭＩＣＥ施設	平成２９年度から令和元年度までの集中強化期間中の数値目標が４件にとどまっていたことから、令和２年度のアクションプランにおいて、目標年限の延長を行ったところである。引き続き、次に掲げる措置等により、平成２９年度から令和３年度までを集中強化期間として、６件の公共施設等運営事業の具体化を目標とする。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、今後のＭＩＣＥの動向や地域の声を踏まえながら、支援を継続する。	（令和3年度末まで）	＜国土交通省＞	国土交通省	・地方公共団体に専門家を派遣し、独立採算型および混合型コンセッション方式を含む官民連携手法による運営方式導入の検討を支援中。(令和3年6月より3自治体に対し実施) ・後続の自治体における検討に資するべく、事業開始済の先行事例調査から同方式のメリットや課題等を整理する業務を実施中。 ・MICE施設においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うMICE需要の消失等の影響が長期化しつつあり、厳しい事業環境が継続している。 ・今後は、地方公共団体へ専門家を派遣し、コンセッション方式導入検討支援を継続するほか、関係府省と連携しつつ、今後のMICEの動向や地域の声を踏まえながら、支援を継続予定。
86	４．集中取組方針	⑧ＭＩＣＥ施設	・地方公共団体に専門家を派遣し、混合型を含む公共施設等運営事業方式導入に向けた課題の調査を実施するとともに、ＭＩＣＥ施設への公共施設等運営事業導入先行事例についても調査し、事業の具体化に向けた支援を行う。	（令和２年度から）	＜国土交通省＞	国土交通省	
87	４．集中取組方針	⑨公営水力発電	平成３０年度から令和２年度までを集中強化期間として、３件の公共施設等運営事業の具体化を目標としていたが、１件の具体化にとどまった。カーボンニュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギーの一つである公営水力発電においても、老朽化した施設を適切に更新・改修することでその機能を最大限発揮していくことが求められ、民間資金等を活用していくことが重要である。このため、引き続き重点分野とし、支援を実施する。なお、公営水力発電は民間代替性が高い分野であることから、経営効率化の手法は公共施設等運営事業方式をはじめ、民営化・民間譲渡も選択肢として含まれ、事業者が個々の事情を勘案して最適な方法を選択していくことが重要である。これを踏まえ、今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、民営化・民間譲渡等を含む）が令和４年度末までに少なくとも３件行われるよう促す。	（令和４年度末まで）	＜経済産業省＞	経済産業省	鳥取県において、令和2年7月に4発電所に係る運営事業の実施契約を締結し、8月に春米発電所に運営権を設定し事業を開始したところ。他発電所についても順次運営権を設定し、運営事業の開始を予定している。 金沢市において、令和3年9月に発電事業の民間譲渡に関する契約が成立し、令和4年4月に事業譲渡が予定されている。 また、さらなる案件の形成に向け水力発電所を有する地方公共団体の講習会等で、コンセッション方式によるＰＦＩ事業について説明を行うとともにコンセッション事業を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業について周知。コンセッション事業導入時のメリットなどを紹介することで、地方公共団体のコンセッション事業への移行、検討の促進に取り組んでいる。
88	４．集中取組方針	⑨公営水力発電	・公共施設等運営事業方式によるＰＦＩ事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検討、移行を支援する。	（平成３０年度から）	＜経済産業省＞	経済産業省	公営水力発電においては、アドバイザリー費用等に対して補助制度により支援措置を講じているところ。
89	４．集中取組方針	⑨公営水力発電	・鳥取県営水力発電の先行事例について、他の公営水力発電事業への適用拡大を図るため、情報提供を始めとした横展開を図る。	（令和３年度から）	＜経済産業省＞	経済産業省	さらなる案件の形成に向け水力発電所を有する地方公共団体の講習会等で、コンセッション方式によるＰＦＩ事業について説明を行うとともにコンセッション事業を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業について周知。コンセッション事業導入時のメリットなどを紹介することで、地方公共団体のコンセッション事業への移行、検討の促進に取り組んでいる。
90	４．集中取組方針	⑩工業用水道	平成３０年度から令和２年度までの集中強化期間の数値目標３件は達成した。今後についても公共施設等運営事業を活用し、民間の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減を図るため、引き続き重点分野とし、次に掲げる措置等を講ずる。	－	＜経済産業省＞	経済産業省	・熊本県において、令和３年４月から事業開始。 ・宮城県及び大阪市において、令和４年４月事業開始に向けて、実施契約を締結。 ・以下に掲げる措置等により、公共施設等運営事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、知見やノウハウを地方公共団体等に共有することでPPP/PFI導入の検討を支援している。
91	４．集中取組方針	⑩工業用水道	・ＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に資するよう「工業用水道事業におけるＰＦＩ導入の手引書」を改訂し、地方公共団体等に周知を行う。	－	＜経済産業省＞	経済産業省	公共施設等運営事業（コンセッション）について導入プロセスの説明拡充など、「工業水道事業におけるPFI導入の手引書」を改訂し、令和３年８月31日に「工業用水道事業におけるPPP/PFI導入の手引書」としてＨＰに公表し、メールによる工業用水道事業者への周知も実施した。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和３年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和３年12月末までの取組
92	４．集中取組方針	⑩工業用水道	・先導的に取り組む地方公共団体等に対し、案件形成に向けて先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。	－	＜経済産業省＞	経済産業省	先導的に取り組む地方公共団体と意見交換を実施し、先進的な取組に関する具体的な助言を行った。
93	４．集中取組方針	⑩工業用水道	・全国各地で官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用した啓発活動を実施し、先進事例の情報共有を通じて事業の横展開を図る。	－	＜経済産業省＞	経済産業省	・厚生労働省と共催で開催する官民連携推進協議会や、経済産業省単独で開催する地域ブロック会議において、地方公共団体等に改訂版手引書の周知・啓発及び先進事例の情報共有を実施した。 ・官民連携推進協議会について12月までに３回開催し、53団体が参加した。 ・地域ブロック会議について12月までに６回開催し、61団体が参加した
94	４．集中取組方針	⑪その他分野横断的事項	・ 地方公共団体等が行うデューディリジェンス等の公共施設等運営事業の準備事業に要する負担に対する支援を実施する。	（平成２８年度から）	＜厚生労働省、国土交通省＞	厚生労働省	厚生労働省の予算事業において、コンセッション方式の活用を選択肢の1つとして考える自治体における官民連携に係る検討を支援している（平成28年度：近江八幡市及び竜王町、平成29年度：小諸市、平成30年度：胎内市、令和元年度：伊万里市、令和２年度：桑名市）。また、コンセッション事業等の導入に向けた調査等に関する事業に要する負担の一部を支援している(平成28年度：橋本市、紀の川市及びニセコ町、平成29年度：京都府、村田町及びニセコ町、平成30年度：宮城県、草津市、京都府、令和元～2年度：宮城県）。令和３年度においても引き続き支援を実施。（宮城県、堺市）
						国土交通省	先導的官民連携支援事業において、令和３年度までに22件のデューディリジェンス等の準備事業・検討調査を支援した。